

第九十二回  
貴帝國議會院會

國會議員の歳費、旅費及び手當等に關する法律案特別委員會議事速記録第一號

二〇〇



○中村藤兵衛君 歳費の問題であります  
すが、議長が月七千圓、副議長が五千圓、議員が三千五百圓、是は何か外の、總理大臣とか國務大臣とかの他の高級の官吏と云ふものの俸給と何か睨み合せて額を決めたものでありませうか、是迄法案が出たのでは、會計検査院の検査官が五千圓と云ふのが一つ出會はしただけで、外にまだ額を決めたのに出會はしませぬが、何か外にそれ等の標準となるものがあつて決めたのでございませうか、大分此の前も問題になつたことですが、外の振合との關係を一つ……

譯であります。それに最近の例の加給と云ふやうなもの、又在勤地の手當と等のものを色々加算して結局三千五百圓と云ふのが次官よりもちよつと上と云ふ見當にならうと思ひます、議長、副議長と云ふやうなものも、大體其の見當から上の方へ伸びた額を擧げたのではないかと思はれるのであります、念の爲附加へて申上げますが、例の裁判所の方に於きましては、御承知の通りに、最高裁判所の長官は總理大臣と同額と云ふやうに定つて居ります、最高裁判所の普通的裁判官は、國務大臣と同額と云ふやうに定つて居ります、只今中村委員の仰せになりましたやうに、額を裸で出しましたのは、例の會計検査院と只今の處では是と二つだけござります。

○中村藤兵衛君 今一箇所承ります、其の第十條に「各議院の議長、副議長及び議員の事務補助員は、給料として月額千百五十圓を受ける。」此の事務補助員と云ふものを議員が置けば是だけのものを上げると云ふ意味ですか、當然議員には是だけのもの上げると云ふことになるのですが、議員が其の事務補助員を使へば是だけのものを上げると云ふ……

○政府委員(佐藤達夫君) 方に於きまして、事務補助員を附するに云ふやうな書きやうをして居る譯がないと云ふ場合に、無理やりに附すると云ふやうな趣旨ではないと考へられますので、まあ實際の場合は皆様御

希望であらうと云ふ程度のことありますまいか知ら……

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○中村藤兵衛君 私は是でお終ひです

○委員長(侯爵稻田昌植君) 他に御質疑はございませぬか、御質疑は終了したものと認きて御異議ございませぬか

○委員長(侯爵稻田昌植君) 御異議ないと認めます、然らば直ちに討論に入りたいと思ひます、御發言がないやうでありますから、討論終結と致しまして、直ちに採決に入ります、國會議員の歳費、旅費及び手當等に關する法律案外五件、可とする方の擧手をお願ひ致します。

(全員擧手)

○委員長(侯爵稻田昌植君) 全員擧手、全會一致で可決せられました、本委員會を終了致します、散會致します。

午前十時三十九分散會

出席者左の如し

委員長 男爵稻田 昌植君  
副委員長 伯爵宗 武志君  
委員

侯爵池田 宣政君  
子爵三浦 矢一君  
男爵水谷川 忠麿君  
中村藤兵衛君  
安田伊左衛門君  
塩田 團平君

政府委員 法制局次長 佐藤 達夫君